



2024年6月18日

各 位

会社名：フクビ化学工業株式会社
代表者名：代表取締役社長 森 克則
(コード：7871 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先：広報・IR推進室長 柏 直樹
(TEL：0776-38-8415)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部改定することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役及び執行役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対しては2019年より、また、執行役員に対しては2023年より本制度を導入しております。

今般、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、対象取締役および執行役員と株主の皆様との価値共有を可能な限り長期に渡り実現させることを目的として、譲渡制限期間を改定することといたしました。

なお、本改定は、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を変更するものではありません。

2. 変更の内容

本改定後の本制度において、当社と対象取締役および執行役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は以下のとおりであり、下線部が本改定に伴う変更（追記）箇所となります

(1) 譲渡制限期間

対象取締役および対象執行役員は、払込期日から当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、参与等その他これに準ずる地位でなくなった日までの期間中は、本自己株式処分により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役および対象執行役員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、参与等その他これに準ずる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

なお、譲渡制限を解除すべき時点において、支給対象役員及び支給対象執行役員が本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていなかった場合には、当該事業年度の終了から3ヶ月経過後に、本割当株式の譲渡制限を解除するものとする。

3. その他

本制度の概要については、本日公表の「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」もご参照ください。

以上